

カンボジア王国

地理的表示を含む商品の標章の登録及び保護に係る手続に関する大臣令

目次

- 第1条 目的
- 第2条 目的
- 第3条 範囲
- 第4条 定義
- 第5条 付与された権利
- 第6条 知的財産部の職務
- 第7条 出願
- 第8条 出願の取下
- 第9条 登録に係る事務管理費用
- 第10条 出願の審査
- 第11条 出願の実体審査
- 第12条 有効期間及び更新
- 第13条 登録された地理的表示の取消
- 第14条 その他の実施手順及び罰則
- 第15条 効力

以下を決定する。

第1条 目的

本PRAKASの目的は、カンボジア王国において地理的表示を管理、登録、認知及び保護することにある。

第2条 目的

本PRAKASは、地理的表示を伴う生産品の生産者、経営者及び消費者の知的財産権を保護すること、また、農村地域の雇用創出、地域社会の発展、貧困の減少、観光客の誘致を目的として、知識、伝統的なノウハウ及び民族の同一性を維持及び強化するために、地理的表示の管理、登録、認知及び保護に関する手続を制定する。

第3条 範囲

本PRAKASの規定を遵守してカンボジア王国において生産又は加工された農産品、食品、手工芸品及びその他の商品は、カンボジア王国において地理的表示として登録及び保護されるものとする。

第4条 定義

本PRAKASにおいて用いる用語は、以下を意味すると定義されるものとする。

1. 「地理的表示を含む商品の標章」とは、原産地を呼称又は表示するために使用され、商品の品質、評判又はその他の特徴が本質的に原産地に帰属する場合にかかる原産地に由来するとして商品を特定することができる名称、シンボル又はその他の標識をいう。
2. 「出願」とは、地理的表示の登録を求める出願をいう。
3. 「出願人」とは、地理的表示の登録に利害関係を有する地理的表示団体の自然人又は法人、生産者グループ、生産者団体又は経営者をいう。
4. 「経営者」とは、地理的表示を伴う商品の収集、加工、処理、売買又は流通に従事する自然人又は法人を意味する。
5. 「官報」とは、商務省知的財産権部が発行する官報をいう。
6. 「仕様書」とは、商品の地域、生産条件及び地理的表示を伴う商品についての適格性確認プロセスを明記した、出願人が詳述する書類である。
7. 「統制」とは、指定された機関又は団体による商品と仕様書との適合性の検証をいう。
8. 「登録」とは、地理的表示の登録をいう
9. 「日」とは、暦日を意味する
10. 「認証団体」とは、仕様書との適合性証明書を発行する機関を意味する。

第5条 付与された権利

地理的表示が、本PRAKASの規定に基づいて商務省知的財産部に登録されている場合、生産者及び/又は経営者でその実務が仕様書に適合している場合は、地理的表示を使用する絶対的な権利を付与されるものとする。これらの権利は、譲渡可能ではない。

第6条 知的財産部の職務

商務省は、カンボジア王国において地理的表示を管理、登録、認知及び保護する権利を、知的財産部に付与する。

知的財産部は、主として以下を担当する。

- 出願の受領及び審査
- 仕様書の審査
- 異議申立書及び反論の受領
- 地理的表示の登録
- 地理的表示に関連する紛争の調停
- 地理的表示登録簿の管理
- 登録された地理的表示の官報における公告

第7条 出願

1. 出願は、付表1の様式に従って商務省知的財産部に提出しなければならない。
2. 出願は、クメール語又は英語で作成しなければならない。登録に必要な書類の原文がクメール語又は英語でない場合には、クメール語又は英語の翻訳文を添付しなければならない。
3. 登録に必要な書類とは、以下のとおりとする。
 - a. 願書
 - b. 仕様書
 - c. 地理的表示団体が発行し、弁護士、公証人又は地理的表示の場所に所在する公務執行者が認証する委任状、及び
 - d. 願書に規定されたその他の関連書類

第8条 出願の取下

出願人は、商務省知的財産部に書面で届け出ることにより、いつでも出願を取り下げることができる。

第9条 登録に係る事務管理費用

カンボジア王国において地理的表示の保護を求める出願人は、商務省及び経済省の標章登録事務管理費用及びその他の関連手数料に関する2007年6月8日付省庁間PRAKAS第457SHV, BrKChMPに従って、事務管理費用及びその他の関連手数料を納付しなければならない。

第10条 出願の審査

1. 知的財産部は、出願日から90日以内に、出願に関する予備審査手順を構築する。
2. 知的財産部は、出願が第7条に規定する条件を遵守して正確に作成された否かを検討し、出願承認指示又は却下を公式に発行する。
3. 出願承認指示は、出願日及び出願番号によって特定されるものとする。
4. 出願の却下については、却下の理由を明確にして、出願人に通知する。出願人は、訂正期間内に出願を訂正することができるが、そうしなければ、出願は放棄されたものとみなされる。
5. 次の地理的表示は登録が認められない。
 - 一般名となった表示

- プランテーション又は種類を問わない動物の名称に影響を与える表示
6. 地理的表示の登録は官報に公告される。

第11条 出願の実体審査

1. 必要な場合、商務省は、出願の実体の検討に関する追加規定を決定する権限を有する。
2. 知的財産部は、商務省から発行された認証団体の効率性を監督するものとする
3. 出願の実体を検討するに際し、知的財産部は出願人又は関係者に対し、追加の説明又は証拠を提供するよう要請することができる。必要な場合、知的財産部は、考慮し決定を行うために当該分野の専門家から助言を求めることができる。
4. 地理的表示と仕様書との適合性の検証は、管轄権を有する公平な公的機関、公共団体又は国際標準化機構 (ISO) 65により正式に認定された民間団体によって保証されなければならない。当該検証は、ISO65又は商務省の同意を得たその他のISOのガイドラインに適合しなければならない。

地理的表示を伴う商品の品質証明書を発行する団体の年次報告書は、毎年12月31日までに知的財産部に送付されるものとし、必要に応じて、経営者、生産品、承認された数量及び課された処罰の一覧を含むものとする。

5. 出願人は、認証団体を自ら選択することができる。この選択は、出願の一部であり、商務省知的財産部による審査及び承認を受けなければならない。
6. 生産者又は経営者が仕様書を遵守しない場合は、認証団体により以下のような適切な措置及び処罰がなされるものとする。
 - 経営者又は生産者に対する意見
 - 経営者又は生産者に対する警告
 - 生産品1ロットの不適合
 - 経営者又は生産者による地理的表示使用権の暫定取消
 - 経営者又は生産者による地理的表示使用権の確定取消

第12条 有効期間及び更新

地理的表示の登録の有効期間及び更新は、標章、商号及び不正競争行為に関する法律第12条及びその他の関連規定に沿って適用されるものとする。

第13条 登録された地理的表示の取消

商務省は、以下の場合には、失効日の前に登録された地理的表示を取り消す権利を有するものとする。

- 仕様書に規定された計画管理に関する措置が講じられていない場合
- 様式、登録手続を変更する場合の要請に応じて、出願人が追加の書類又は情報を知的財産部に提供しなかった場合

第14条 その他の実施手順及び罰則

本PRAKASの地理的表示に関連する異議申立及び反論手順、暫定的かつ境界に関する措置、代理人及び罰則は、標章、商号及び不正競争行為法に定めるその他の関連規定に準拠して実施するものとする。

第15条 効力

本PRAKASは、本署名日から発効する。

Phnom Penh, 2009年5月18日付